

振り込め詐欺被害にあわれた方へ

～ 振り込め詐欺救済法についての手続きの流れ ～

1. 口座の取引停止等

⇒被害にあわれた方は、警察と金融機関に申し出てください。



2. 預金保険機構による当該口座の失権のための公告

⇒60日以上経過し、その間に名義人からの申出がない場合、当該口座にかかる権利は失効します。



3. 預金保険機構による分配金支払のための公告



4. 被害にあわれた方が金融機関に支払を申請

⇒当組合の口座にお振込をされて被害にあわれた方は、公告期間内（30日以上）の期間を設けます）に、当組合へ申し出てください。



5. 支払請求権の確定

⇒当組合が、申し出された方について被害者であること、被害額、支払額の認定を行います。



6. 金融機関より分配金の支払

※ 本法の対象となる「犯罪利用口座」は、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為（「振り込め詐欺」「インターネットオークションを利用した詐欺」等）において振込先となった預金口座です。

※ 残高が1,000円未満の場合には、本法による支払手続の対象となりません。

※ 犯罪利用口座の残高が、分配する金額の上限になります。複数の被害者から支払要請がある場合には、残高を被害額に応じて按分した額を分配します。

※ 当該口座の消滅のための公告等の各公告は、預金保険機構のホームページよりご覧下さい。（当機構ホームページアドレス <http://www.furikomesagi.dic.go.jp/>）

「振り込め詐欺救済法」に基づく「被害回復分配金」の支払申請をされた方へ

被害回復分配金支払申請をされた方（またはその代理人の方）は、支払該当者決定後（申請された方に決定書を送付させていただきます）、当該対象口座に関する、被害回復分配金の決定表の写しの閲覧が可能です。

閲覧を希望される場合は、下記の「お問い合わせ窓口」まで事前にお問い合わせください。日時・閲覧場所（当組合の本店営業部または本部・経営企画部）・必要書類等をご案内させていただきます。

お問い合わせ窓口	岐阜商工信用組合 経営企画部
電話番号	058-214-6418 0120-007-882(フリーダイヤル)
受付時間	平日 9:00~17:00